

第漁真玉4-31号
令和5年3月13日

豊後高田市長
佐々木 敏夫 殿

大分県漁業協同組合 真玉地区
漁業運営委員長 米光 和人



採貝の制限について

日頃より組合事業に対して大なご支援・ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

漁業法に基づき、今年からアサリ・まて貝の一般の方の採捕を禁止することとなりました。

当組合にて令和5年2月6日開催の当地区漁業運営委員会・令和5年2月20日開催の当地区漁業者代表会議においても承認されましたので、令和5年2月21日より当地区での採貝は当組合員のみとさせていただきますと共に、資源保護・密漁禁止のご協力・ご理解のほどよろしくお願い致します。